

青葉台自治会会則

第1章 総 則

(目的)

第1条 本会は、以下に掲げるような共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資する事を目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 会員相互の融和親睦をはかる。
- (3) 行政機関との連絡調整
- (4) 区域内諸施設の維持管理
- (5) 美化・清掃等区域内の環境整備

(名称)

第2条 本会は、青葉台自治会と称する。

(区域)

第3条 本会の区域は、和泉市青葉台1丁目1番1号から3丁目33番21号までの区域とする。

(事務所)

第4条 本会の事務所は、大阪府和泉市青葉台2丁目1番28号に置く。

第2章 会 員

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住居を有する個人で本会に入会しようとする者は、細則で定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第8条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合は退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住居を有しなくなった場合
- (2) 本人より細則で定める退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときはその資格を喪失する。

第3章 幹事

(幹事の種別)

第9条 本会に次の幹事を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 6名以内
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計 1名
- (5) その他幹事 80名以内
- (6) 監事 2名

(幹事の選任)

第10条 幹事は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長、会計、事務局長及びその他幹事は、相互に兼ねることはできない。

(幹事の職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 会計は、本会の経理一切を行う。

4 事務局長は、本会の事務全般を統括する。

5 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。

(2) 会長、副会長、会計、事務局長およびその他の幹事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(幹事の任期)

第12条 幹事の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された幹事の任期は、前任者の残任期間とする。

3 幹事は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 総会

(総会の種別)

第13条 総会は、本会の最高議決機関であり、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第15条 総会は、次の事項を審議議決する。

- (1) 事業報告ならびに会計決算の承認
- (2) 事業計画ならびに会計予算の承認
- (3) 会則の変更又は改正
- (4) 幹事の選任及び解任
- (5) 本会財産の処分
- (6) その他本会の運営に関する重要な事項

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後3ヵ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 全会員の3分の1以上から、会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第11条第5項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、総会員の2分の1以上の出席がなければ、開催することができない。

2 前項の規定にかかわらず、次の事項を議決する総会を除き、出席した会員数の計算は会員1人につき、その会員が所属する世帯員数分の1とし、その総数の2分の1以上で開催することができる。

- (1) 第31条に掲げる資産の処分
- (2) 第36条に掲げる会則の変更
- (3) 第37条に掲げる会の解散
- (4) 第38条に掲げる残余財産の処分

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この会則に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第21条 会員は、総会において各々1個の表決権を有する。

2 前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、次の事項を除いては、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。(1世帯1表決権とする。)

- (1) 第31条に掲げる資産の処分
- (2) 第36条に掲げる会則の変更
- (3) 第37条に掲げる会の解散
- (4) 第38条に掲げる残余財産の処分

(総会の書面表決等)

第22条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない会員はあらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む。)ただし、第19条第2項により開催された場合は、これに基づく総数及び出席者数
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名の署名押印を必要とする。

第5章 幹事会

(幹事会の構成)

第24条 幹事会は、監事を除く幹事をもって構成し、総会に次ぐ決議機関とする。

(幹事会の権能)

第25条 幹事会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会で議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他、総会の議決を要しない会務に関する事項

(幹事会の招集等)

第26条 幹事会は、原則として毎月第3土曜日に開催する。

2 会長が必要と認めたときは、臨時に招集することができる。

3 幹事の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から14日以内に幹事会を招集しなければならない。

4 幹事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(幹事会の議長)

第27条 幹事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、副会長又は事務局長が代行することができる。

(幹事会の定足数等)

第28条 幹事会は、幹事の3分の2以上の出席を必要とするものとし、その他第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「幹事会」と、「会員」とあるのは「幹事」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録記載の資産
- (2) 自治会費（世帯単位とする）
- (3) 寄付金
- (4) その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は幹事会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において4分の3以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を得て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定に関わらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後、3ヵ月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第36条 この会則は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、和泉市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第37条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 雑 則

(備付け帳簿及び書類)

第39条 本会の事務所には、会則、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び幹事会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(特定活動の禁止)

第40条 会員は自治会の名を利用して政治的、宗教的活動をすることはできない。

(委任)

第41条 その他本会則に定めのない事項で、運営に必要な事項については、総会の議決を得て幹事会において別に定める。

附則

1 本会則は平成14年7月29日から発効する。

2 本会の運営は細則によるものとする。

附則

本会則は平成16年5月17日から施行する。

附則

本会則は平成27年6月1日から施行する